

報告第 1 3 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月30日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔平成29年10月30日〕
条例 第23号

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の所得による制限について適用し、同日前の所得による制限については、なお従前の例による。